

新型コロナウイルス感染症（COVID-19） ガイドライン

令和 3 年 4 月

沼津工業高等専門学校

R. 2. 6. 19 初版

R. 2. 7. 7 Ver. 2

R. 3. 4. 28 Ver. 3

※本ガイドラインは、主に学生に対して示しているが、教職員においても、これを準用する。

I. 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への本校の基本方針など

1. 基本方針

- (1) 学生はもとより、常勤・非常勤の隔てなく全教職員の生命・健康と生活を守るための最善の対策を講じる。すなわち、本校での感染者発生と感染の拡大を起こさないよう最大限努める。
- (2) 感染症が心身両面に及ぼす影響は個々人で異なることを踏まえ、異なる生活基盤をもつ外国人にも配慮して対応する。
- (3) 今年度内に定められた課程の修了ができるよう、学修時間の確保をはじめとする事項を満足する授業、学校行事の実施に配慮する。なお、今後の感染拡大状況によっては、教務上の弾力的配慮を視野に入れて対応する。
- (4) 国、自治体等及び高専機構から発出されるガイドライン等を遵守し、最新の情報を確認しながら意思決定する。

2. 体制

(1) リスク管理室

校長、副校長、校長補佐及び事務部長を構成員とし、日常的なリスク管理から緊急性を有するリスク管理まで幅広く対応するための対処方法について、協議・決定する。

(2) 危機管理対策本部

緊急性を有する重大な危機管理に対し、全学的に組織的な対応が必要と判断された場合は、リスク管理室の下に、校長、副校長、校長補佐、事務部長、各学科長、各センター長及び各科長で組織する「対策本部」を設置し、対応について協議・決定する。

(3) 外部機関等との対応窓口

総務係に一本化する。

TEL : 055-926-5801 E-mail: covid-19@numazu-ct.ac.jp

3. 情報の収集・提供

- (1) 国、自治体等及び高専機構が発表する情報を早期に把握し、学内で共有するとともに対策等に反映させる。
- (2) 学校の対応状況について、ホームページ等で情報を提供する。
- (3) 感染拡大防止に関する情報、授業や行事等に関する情報は、教職員、学生及び保護者にメールにより速やかに提供する。
- (4) 感染の疑いがある者に関する情報は、学生は学生係、教職員は人事係に集約し、関係教職員に連絡する。その際、当該者のプライバシーに最大限配慮する。

4. 感染拡大防止

(1) 予防の徹底

国、自治体等及び高専機構から示される予防対策に関する情報をもとに、学生及び教職員に対して予防対策を周知し徹底させる。

(2) 海外渡航

その時点の国、自治体等及び高専機構の方針に従うほか、感染拡大の可能性が認められる場合には渡航の中止を要請する。海外から帰国した場合は、国の方針に従う。

(3) 国内移動

国、自治体等及び高専機構の方針に従うほか、緊急事態宣言発令中は、県外への不要不急の移動は原則禁止とする（静岡県以外の在住の学生及び教職員が本校へ登校又は出勤する場合を除く）。

II. 体調管理について

1. 毎日の検温と体調確認

(1) 毎日、必ず体温を測定してチェックシートに記入する。

(2) 登校前に発熱や咳、のどの痛みなど風邪の症状がある時は登校せず学校に連絡する。

2. 登校時

(1) 必ずマスクを着用し、会話は控える。

(2) 移動中は、ソーシャル・ディスタンスを確保する。

(3) 登校後すぐに、手洗いや消毒を必ず実施する。

3. 体調不良の場合

(1) 登校後、少しでも具合が悪いと感じたときは、保健室へ連絡する。

(2) 「感染が疑われる症状」に該当すると判断された場合（通学生・寮生）

マニュアル参照

「新型コロナウイルス感染症予防対策下での学生生活」

「学生寮において感染の疑われる症状が現れたときのマニュアル（寮生用）」

III. 新型コロナウイルス感染の「疑い」から「感染」までの行動・連絡について

1. 定義

【感染を疑う症状】

（目安）発熱（自分の平熱に対して）、喉の痛み、咳、頭痛、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚の低下、下痢など。

【回復】

（目安）各種薬剤（解熱剤等）を服用していない状態で、解熱および症状が消失している場合。

【出席停止】

感染症の罹患や疑いのある場合に出席させない措置。欠席の扱いとはしない。

2. 行動の自粛

- (1) 「三つの密」(換気の悪い密閉空間，多くの人の密集，密接した距離での会話や発声など)を避ける，マスクの着用，手洗い等の手指衛生など，新しい生活様式を徹底する。
- (2) 静岡県の行動制限に基づく移動制限対象地域への不要不急の移動は原則禁止する。

3. 感染の疑われる症状がある場合の登校、在寮等の可否

- ・学生、家族等に感染の疑われる症状がある場合の登校の可否、在寮・帰寮等の可否は、通学生は別紙1、寮生は別紙2のとおりとする。

4. 授業等への対応

- ・通常授業を基本としつつ，学生の安全が確保できないと判断される場合には，速やかに遠隔授業に移行する。

5. 相談室の対応（心のケア）

- ・学生・教職員向けの相談室，カウンセラーについては，当面，通常通りの体制で運営する。
- ・電話やメールでの相談受付を活用する。TV会議システムの利用についても検討する。
- ・学生，保護者及び教職員向けに，心のケアに関する情報を積極的に発信する。

6. 行事等への対応

国，自治体等及び高専機構の方針，感染状況を踏まえ，学生や教職員の安全が確保できない場合には，延期または中止を検討する。

7. 欠席・休暇の扱い

- ・通常授業や登校日において，学生に発熱や風邪症状が認められ，新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は~~自宅待機とし~~，欠席の扱いとはしない。
- ・教職員において発熱や風邪症状等が認められる場合は，職務専念義務免除等の措置を講ずる。

IV. 個人情報の保護・管理並びに提供

新型コロナウイルス感染症にかかる個人情報は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の目的以外では使用しません。

また本人の同意がなければ第三者に個人情報を提供することはありません。取得した個人情報は、紛失や漏洩などが発生しないよう適切に管理します。

V. 連絡先

①学校電話連絡先：

教職員：総務課人事係 055-926-5713 }
Covid-19 055-926-5801 } 平日 8:30~17:00

※休日・夜間の場合は，守衛室 055-926-5714, 090-3250-2768

学生：学生課学生係 055-926-5734 }
Covid-19 055-926-5801 } 平日 8:30~17:00

※休日・夜間の場合は，守衛室 055-926-5714, 090-3250-2768

②静岡県発熱等受診相談センター

050-5371-0561 }
050-5371-0562 } 平日 8:30~17:15

※休日・夜間の場合は，050-5371-0561

ケーススタディ 通学生の登校の可否

[1] 学生Aに症状(発熱)がある場合

① 学生Aに37.5℃以上の発熱がある場合



37.5℃以上
の発熱

学生A (通学生)

Aの状態	Aの登校
PCR検査の結果待ち	登校不可
陽性	③へ
陰性	保健所の指示に従う (特に指示がない場合は登校可)

AがPCR検査を受けない場合

学校に登校できる旨の証明書(診断書など)を取得した場合や、発熱後14日経過し、かつ平熱になっている場合に登校可

[2] 学生Aに症状(発熱)がない場合

② 学生Aが濃厚接触者になった場合



無症状

濃厚
接触者

学生A (通学生)

Aの状態	Aの登校
PCR検査の結果待ち	登校不可
陽性	③へ
陰性	保健所の指示に従う (指示がない場合は、最後に濃厚接触した翌日から起算して14日間を過ぎたら登校可)

AがPCR検査を受けない場合

保健所の指示に従う(保健所の指示がない場合は、最後に濃厚接触した翌日から起算して14日間を過ぎたら登校可)

③ 学生Aが感染者になった場合

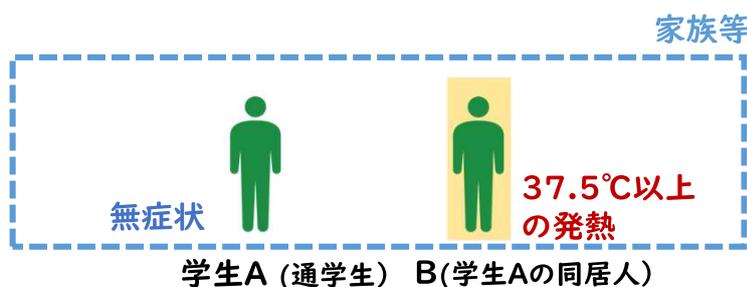


感染者
(陽性)

学生A (通学生)

Aの状態	Aの登校
陽性	保健所や病院の指示に従う

④ 学生Aの家族等同居人Bに37.5℃以上の発熱がある場合

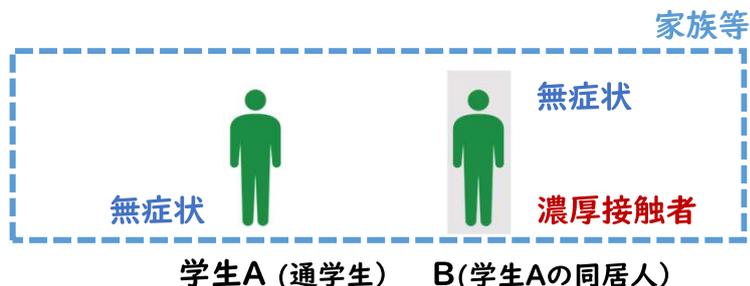


Bの状態	Aの登校
PCR検査の結果待ち	登校不可
陽性	⑥ へ
陰性	保健所の指示に従う (指示がない場合は登校可)

BがPCR検査を受けない場合

Bが感染していない旨の証明書（診断書など）を取得した場合や、
Bの発熱後14日経過し、かつBが平熱になっている場合にAは登校可

⑤ 学生Aの家族等同居人Bが濃厚接触書になった場合

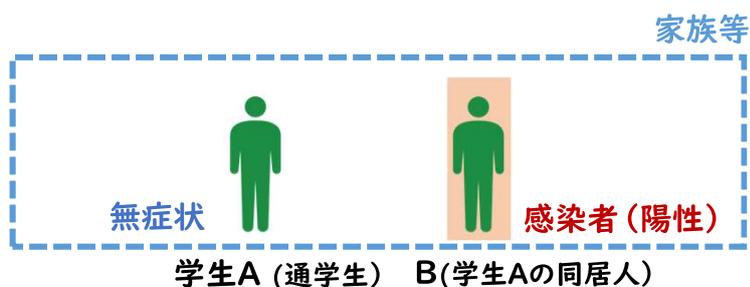


Bの状態	Aの登校
PCR検査の結果待ち	登校不可
陽性	⑥ へ
陰性	登校可

BがPCR検査を受けない場合

保健所の指示に従う（指示がない場合は、Bが最後に濃厚接触した翌日から起算して14日間を過ぎたらAは登校可）

⑥ 学生Aの家族等同居人Bが感染者になった場合



Aの状態	Aの登校
濃厚接触者であるか否かの判断待ち	登校不可
濃厚接触者	② へ
濃厚接触者ではない	登校可

ケーススタディ 寮生の在寮・登校の可否

[1] 寮生Aに症状(発熱)がある場合

① 寮生Aに37.5℃以上の発熱がある場合



37.5℃以上
の発熱

寮生A

寮生Aの状態	寮生Aへの指示
PCR検査の結果待ち	基本は保護者に迎えで帰省。 帰省できない寮生は自室待機。
陽性	③へ
陰性	保健所の指示に従う。 (特に指示がない場合は在寮可)

寮生AがPCR検査を受けない場合

学校に登校できる旨の証明書(診断書など)を取得した場合や発熱後14日経過し、かつ平熱になれば、寮生Aは帰寮できる。自室待機した場合は自室待機を解除する。

[2] 寮生Aに症状(発熱)がない場合

② 寮生Aが濃厚接触者になった場合



無症状

濃厚
接触者

寮生A

寮生Aの状態	寮生Aへの指示
PCR検査の結果待ち	基本は保護者に迎えで帰省。 帰省できない寮生は自室待機。
陽性	③へ
陰性	保健所の指示に従う。 (指示がない場合は、最後に濃厚接触した翌日から起算して14日間を過ぎたら在寮可)

寮生AがPCR検査を受けない場合

保健所の指示に従う。(指示がない場合は最後に濃厚接触した翌日から起算して14日間を過ぎるまで自室待機か帰寮できない)

③ 寮生Aが感染者になった場合



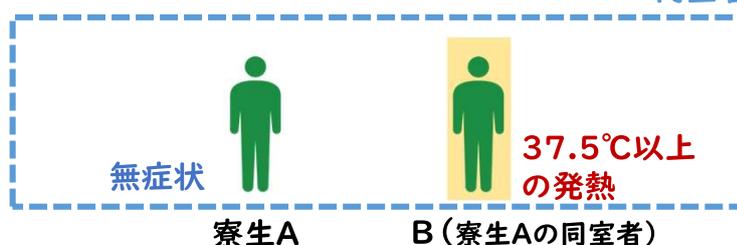
感染者
(陽性)

寮生A

寮生Aの状態	寮生Aへの指示
陽性	保健所の指示に従う。 (基本、在寮不可)

④ 寮生Aの同室者の寮生Bに37.5℃以上の発熱がある場合

同室者

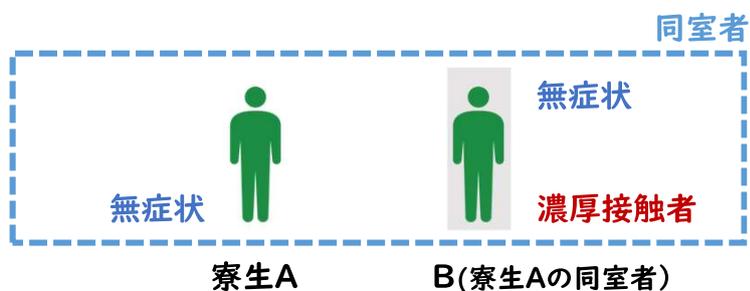


寮生Bの状態	寮生Aへの指示
PCR検査の結果待ち	自室待機
陽性	⑥ へ
陰性	保健所の指示に従う。 (指示がない場合は自室待機解除)

寮生BがPCR検査を受けない場合

寮生Bが感染していない旨の証明書（診断書など）を取得した場合や寮生Bの発熱後14日経過し、かつ寮生Bが平熱になっている場合に寮生AとBの自室待機を解除する。

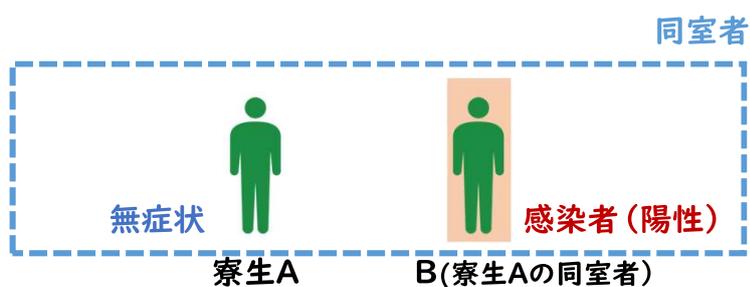
⑤ 寮生Aの同室者の寮生Bが濃厚接触書になった場合



寮生Bの状態	寮生Aへの指示
PCR検査の結果待ち	自室待機
陽性	⑥ へ
陰性	自室待機解除

寮生BがPCR検査を受けない場合
保健所の指示に従う（指示がない場合は、最後に濃厚接触した翌日から起算して14日間を過ぎたら寮生AとBの自室待機を解除する。）

⑥ 寮生Aの同室者の寮生Bが感染者になった場合



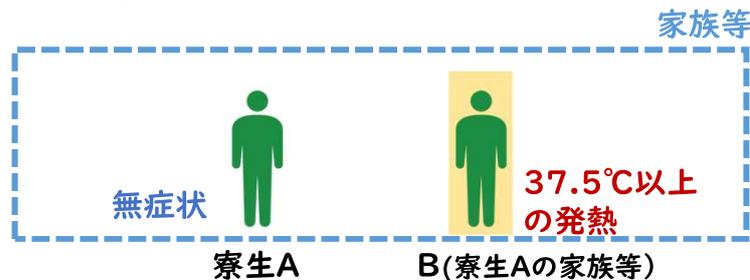
寮生Aの状態	寮生Aへの指示
濃厚接触者であるか否かの判断待ち	自室待機
濃厚接触者	② へ
濃厚接触者ではない	自室待機解除

ケーススタディ 寮生の帰寮・登校の可否

[1] 帰寮する時点で家族等同居人に発熱等の症状がある場合

- A) 家族が37.5℃以上の発熱した場合・・・以下の⑦を適用します
- B) 家族が濃厚接触者になった場合・・・以下の⑧を適用します
- C) 家族が感染者になった場合・・・以下の⑨を適用します

⑦ 寮生Aの家族等同居人Bに37.5℃以上の発熱がある場合

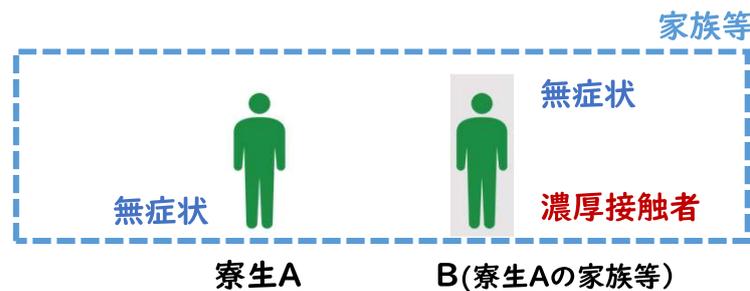


家族Bの状態	寮生Aの帰寮の可否
PCR検査の結果待ち	自宅待機
陽性	⑨へ
陰性	保健所の指示に従う (指示がない場合は帰寮可)

家族BがPCR検査を受けない場合

家族Bが感染していない旨の証明書（診断書など）を取得した場合や、家族Bの発熱後14日経過し、かつ家族Bが平熱になっている場合に寮生Aは帰寮可

⑧ 寮生Aの家族等同居人Bが濃厚接触者になった場合

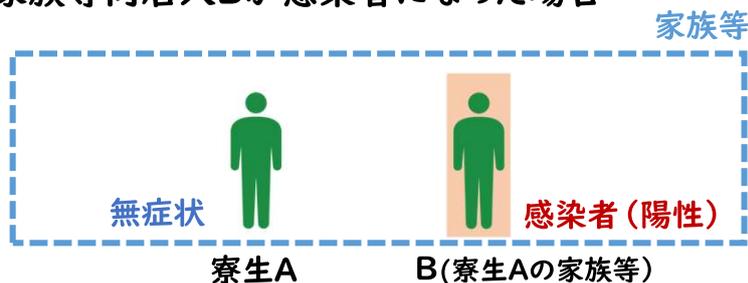


家族Bの状態	寮生Aの帰寮の可否
PCR検査の結果待ち	自宅待機
陽性	⑨へ
陰性	帰寮可

家族BがPCR検査を受けない場合

保健所の指示に従う（指示がない場合は、最後に濃厚接触した翌日から起算して14日間を過ぎたら帰寮可）

⑨ 寮生Aの家族等同居人Bが感染者になった場合



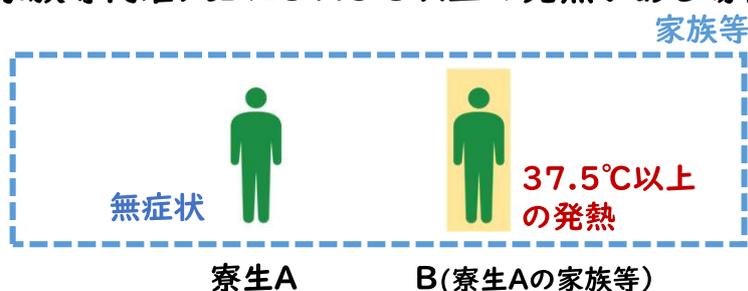
寮生Aの状態	寮生Aの帰寮の可否
濃厚接触者であるか否かの判断待ち	自宅待機
濃厚接触者	②へ(自宅待機)
濃厚接触者ではない	帰寮可

[2] 帰寮した翌日以降、家族等同居人に発熱等の症状が発生した場合

・寮に戻った翌日から14日以上であり、寮生に症状等なければ、通常生活となります。
 ・寮に戻った翌日から14日を経過していなければ、「自室待機」として、帰寮時と同じ以下のケースA)~C)を適用します。2人部屋の場合、同室の寮生は、⑤を適用し、別々の部屋で自室待機とします。

- A) 家族が37.5℃以上の発熱した場合・・・以下の⑩を適用します
- B) 家族が濃厚接触者になった場合・・・以下の⑪を適用します
- C) 家族が感染者になった場合・・・以下の⑫を適用します

⑩ 寮生Aの家族等同居人Bに37.5℃以上の発熱がある場合

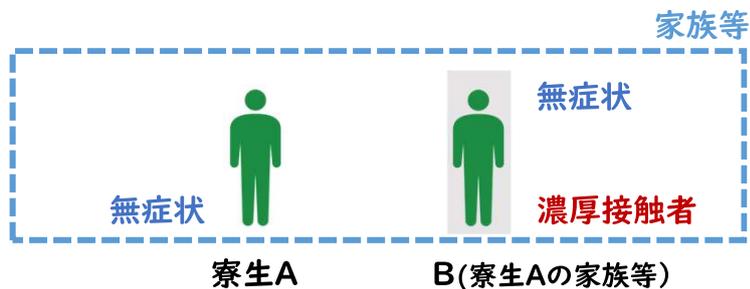


家族Bの状態	寮生Aへの指示
PCR検査の結果待ち	自室待機
陽性	⑫へ
陰性	保健所の指示に従う (指示がない場合は自室待機解除)

家族BがPCR検査を受けない場合

家族Bが感染していない旨の証明書(診断書など)を取得した場合や、家族Bの発熱後14日経過し、かつ家族Bが平熱になっている場合に寮生Aは自室待機解除

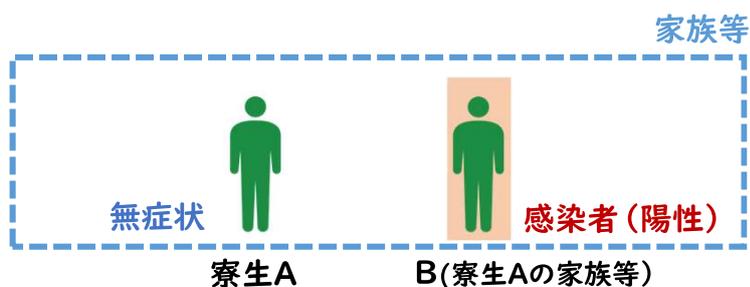
⑪ 寮生Aの家族等同居人Bが濃厚接触者になった場合



家族Bの状態	寮生Aへの指示
PCR検査の結果待ち	自室待機
陽性	⑫ へ
陰性	自室待機解除

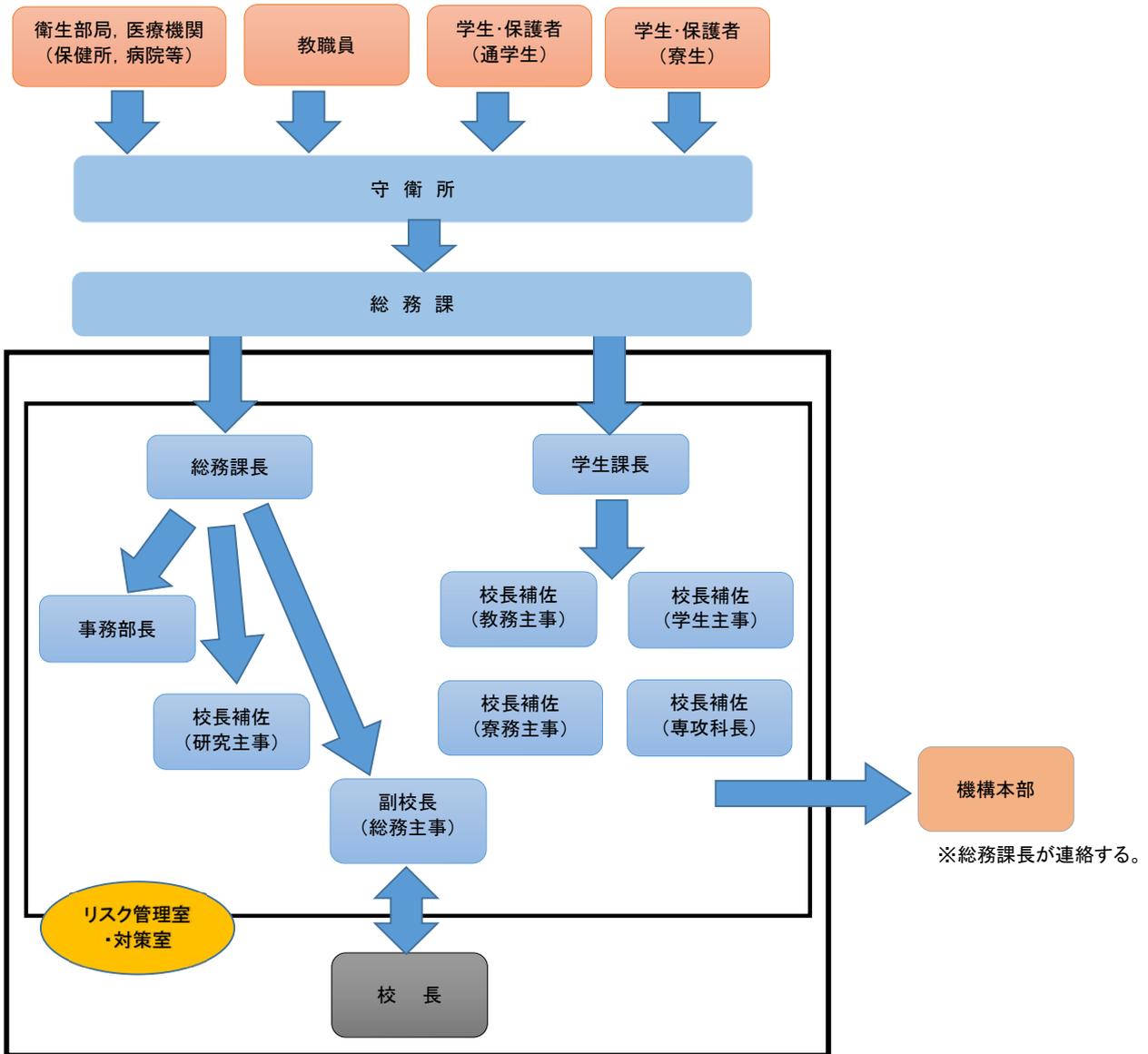
家族BがPCR検査を受けない場合
保健所の指示に従う（指示がない場合は、最後に濃厚接触した翌日から起算して14日間を過ぎたら自室待機解除）

⑫ 寮生Aの家族等同居人Bが感染者になった場合

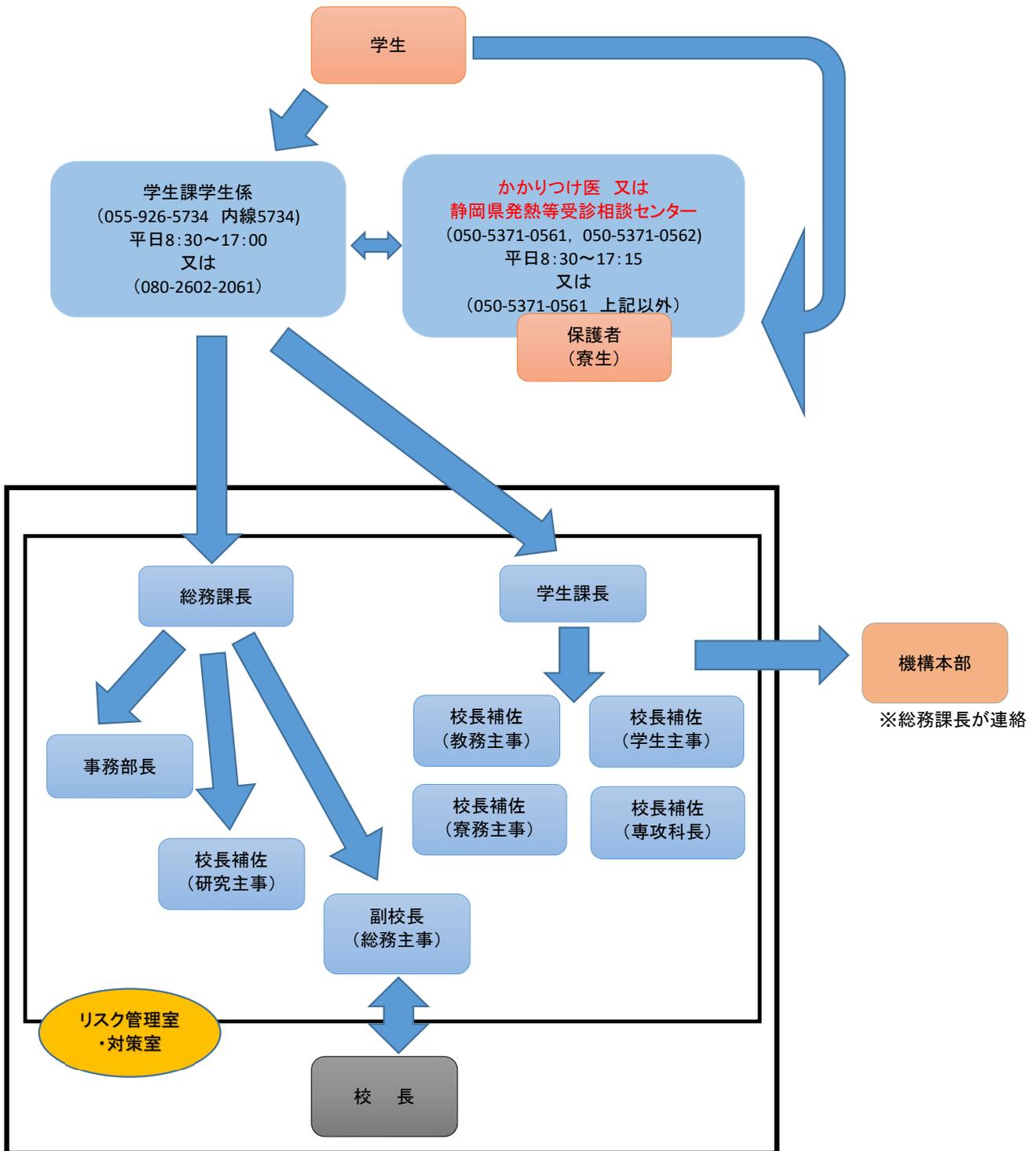


寮生Aの状態	寮生Aへの指示
濃厚接触者であるか否かの判断待ち	自室待機
濃厚接触者	② へ（自室待機）
濃厚接触者ではない	自室待機解除

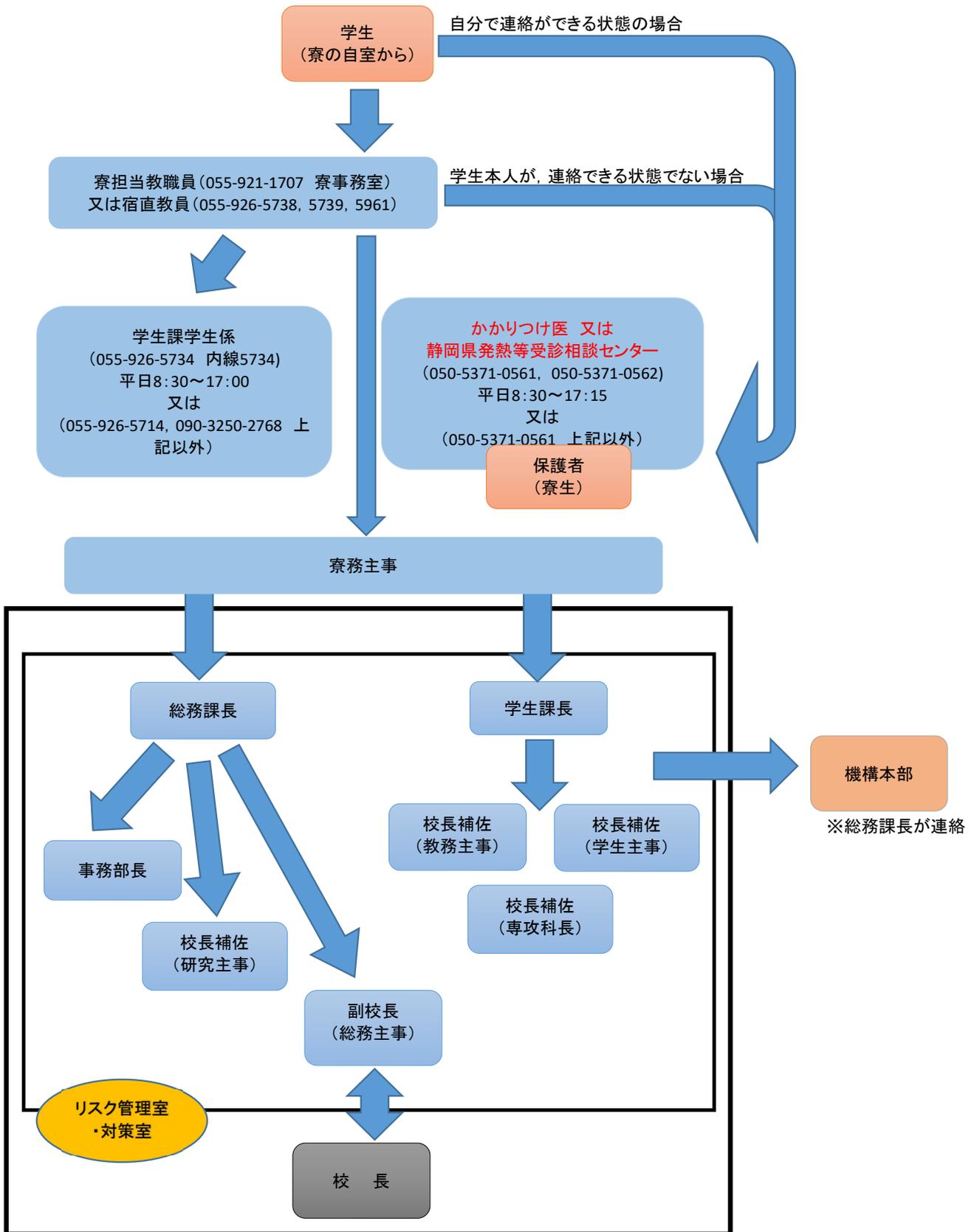
勤務時間外において発生した場合の緊急連絡体制



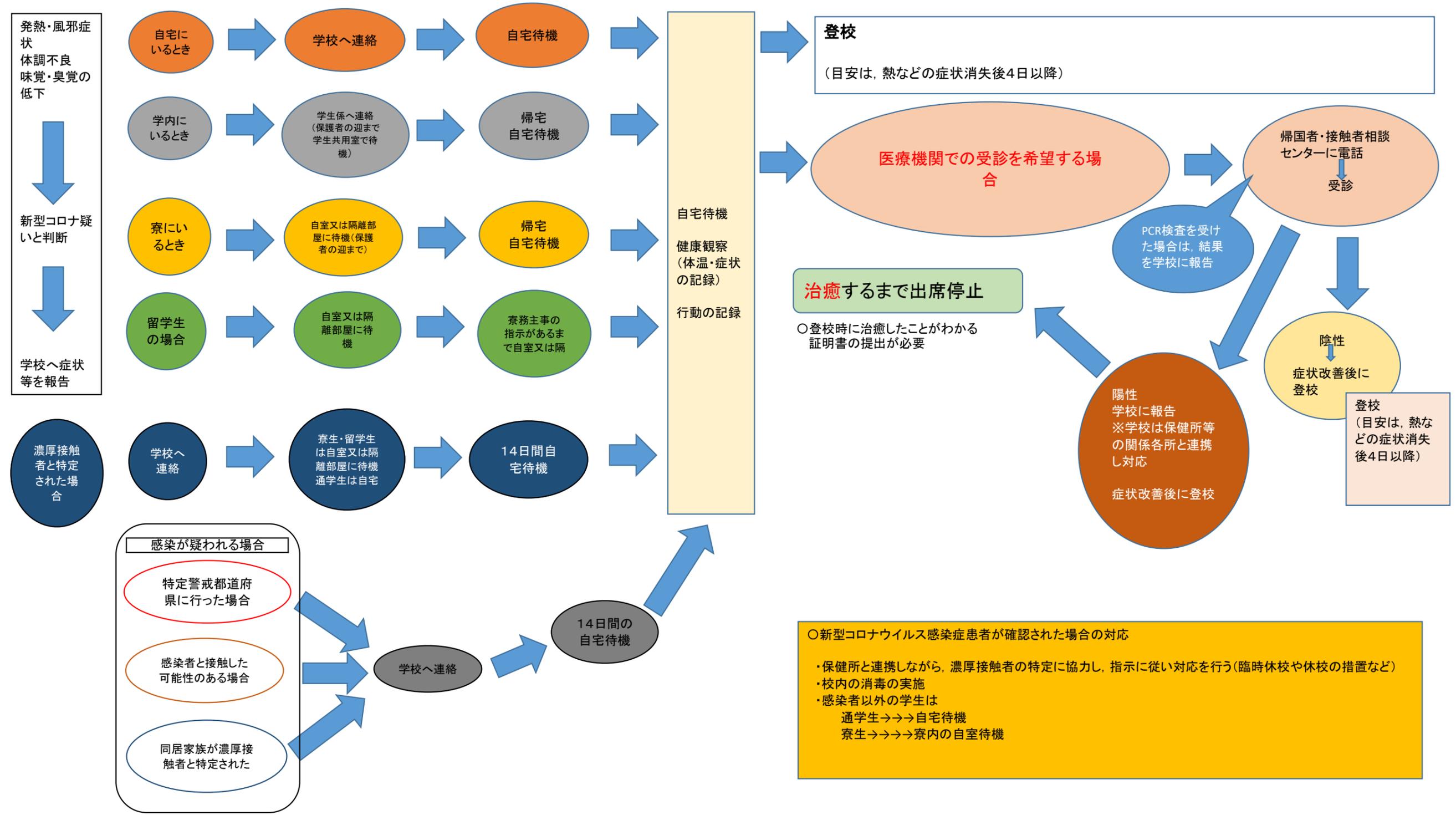
在校中に感染の疑いがある者が発生した場合の緊急連絡



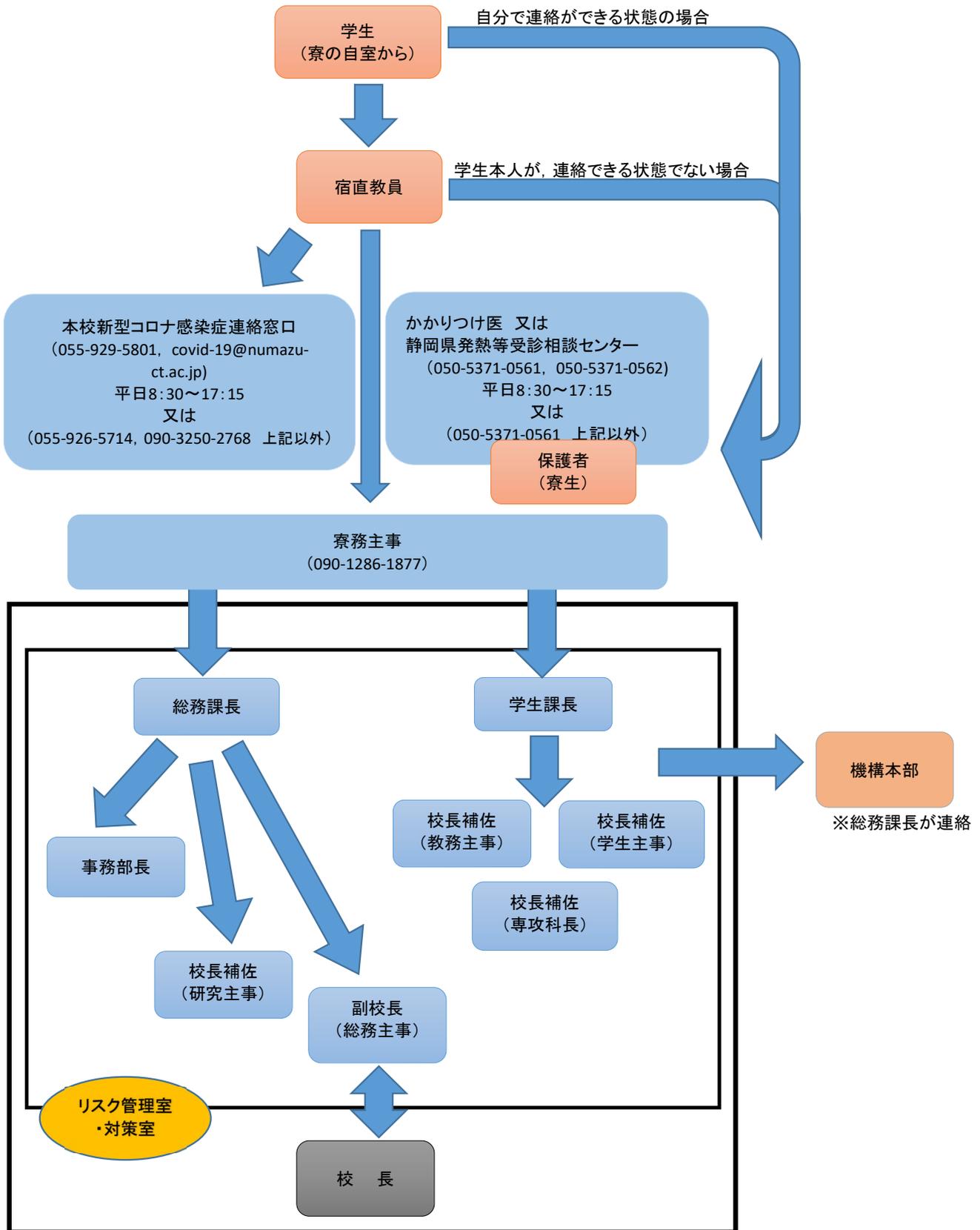
在寮中に感染の疑いがある者が発生した場合の緊急連絡



新型コロナウイルス感染症対応フロー



宿直業務中に感染の疑いがある者が発生した場合の緊急連絡



**新型コロナウイルス感染症（COVID-19）予防のための対策下での
授業等実施マニュアル（学生全面登校時：学生向け）**

沼津工業高等専門学校

令和2年6月19日 Ver.1

令和2年7月7日 Ver.2

令和2年9月16日 Ver.3

令和3年4月2日 Ver.4

はじめに

学生が登校して面接形式で授業等を実施するにあたり、「新しい生活様式」の実践を基本として学生、教職員および保護者のすべての関係者の新型コロナウイルスへの感染防止に努める。

具体的には、「3つの密」（密閉・密集・密接）の回避を中心とする他に、学生、教職員を問わずに一人ひとりの基本的対策として、

- (1) 身体的距離（ソーシャルディスタンス）の確保
- (2) マスクの着用
- (3) 適切な方法での手洗い等による手指の消毒

を実践する。（構内各所に掲示物を設置して周知）

I. 学生の通学・登下校

登校前

所定の健康記録（図1）への日々の記入および COVID-19 対策用品、

- (1) 清潔なハンカチとティッシュペーパー
- (2) マスク
- (3) マスクを置く際に使用する清潔なビニールや布等を持参する。

以下の場合には、登校せず、学校（教務係、055-926-5733）に連絡する。

- (1) 37.5℃以上の発熱があるとき。
- (2) のどの痛みなど風邪の症状があるとき。
- (3) 息苦しさや強いだるさ等の症状があるとき。

なお、この場合の欠席は基本的に欠席扱いにしない。（教室等に掲示物を設置して周知）

これらの症状を認めたときには、必ず医療機関で受診すること。また、37.5℃以上に発熱した場合の登校は、医療機関で受診し、学校に登校することができる旨の証明書（診断書等）を取得したのち、もしくは、発熱後14日間経過し、かつ平熱となっている場合に可能とする。

健康記録			
		クラス _____	
		氏名 _____	
日付	体温	体調	体調(症状)・行動記録(外出時のみ)
記入例	36.8 度	良・不良	名古屋に買い物に行った
月 日(月)	度	良・不良	
月 日(火)	度	良・不良	
月 日(水)	度	良・不良	
月 日(木)	度	良・不良	
月 日(金)	度	良・不良	
月 日(土)	度	良・不良	
月 日(日)	度	良・不良	
月 日(月)	度	良・不良	
月 日(火)	度	良・不良	
月 日(水)	度	良・不良	
月 日(木)	度	良・不良	
月 日(金)	度	良・不良	
月 日(土)	度	良・不良	
月 日(日)	度	良・不良	

- クラスは、令和2年度（連続後）のクラス名を記載してください。
- 『体温』は、極力、同じ時間帯（朝、昼、夕など）に計ってください（1日1回）。
- 『体調』欄は、「良・不良」の、いずれかに○をつけてください。
- 『体調(症状)・行動記録(外出時のみ)』欄は、体調欄の不良に丸を付けた場合は症状を記載してください。外出した日だけで構いません（本校への登校は含みません）。外出先の施設名や都道府県名（都市名）を記載してください。
- この用紙は各自で保管し、必要に応じて学校や保健所など、関係機関に提出してください。

図1

通学時

保護者による自家用車等での送迎は、可能であれば、推奨する。公共交通機関を利用する通学生は、以下のことに十分留意する。

- (1) 必ずマスクを着用して乗車し、車内では極力会話を控えること。
- (2) 移動中は、できるだけ顔を触らない、触った場合には登校後に顔と手を洗うこと。
- (3) 乗客が少ない時間の列車等を利用するよう努めること。

一方、自宅、下宿、あるいは駅と学校間を徒歩や自転車等で登下校する際は、熱中症予防に留意し、マスクの着用は必要に応じて行う。

ただし、マスクを着用しない場合には、なるべく2mの対人距離を確保し、友人等との会話を極力控える等、間近での会話や発声といった密接場面を作らないように十分に注意する。

登下校時

以下のことを徹底して実行する。

- (1) 校舎への入退場時、できるだけ速やかに、学生玄関等に設置されるアルコール消毒液またはトイレ等で石鹸を使った手洗いによる手指の消毒を行うこと。
- (2) マスクを着用すること。

マスクを忘れたり、登校中や在校中に汚損したりした学生には、学生課窓口にて所定様式への記入の上、原則として1人1日1枚マスクを提供できることとする。

なお、登校中に体調が悪くなった場合は、近くの教職員または、構内電話にて保健室に連絡し、指示を仰ぐこと。

II. 授業（HRを含む）

自身の確認事項

授業、実験・実習およびHR等の際（以下、授業等の際と表記する）、以下の事項を確認してから臨むこと。

- (1) 37.5°C以上の発熱がないこと。
- (2) のどの痛みなど風邪の症状がないこと。
- (3) 息苦しさや強いだるさ等の症状がないこと。

授業等の際の基本実施事項

授業等の際には以下の事項に留意すること。

- (1) 前後の石鹸を使った手洗いまたはアルコール消毒液による手指の消毒。
- (2) 「3つの密」（密閉・密集・密接）の回避。
- (3) マスクの着用と咳エチケットの徹底。

授業等で体調が悪くなった場合は、近くの教職員または構内電話で保健室に連絡して指示を仰ぐ。

教室等の換気

授業等の際して、教職員が実施する教室等の換気（密閉状態の回避）に協力すること。

具体的には、

- (1) 欄間（扉上部の窓）は**常時開放**する。
- (2) 教室の扉も熱中症予防と指導に著しい悪影響がない限り常時開放する。
- (3) 教室等設置の換気扇等の換気装置は、常時使用（ON）とする。強弱の切り替え機能がある装置については、指導に著しい悪影響がない限り「強」で使用する。
（設置されている換気装置の最大換気量は、労基署通知換気量、毎時30m³/人を40名について満たす仕様となっている）
- (4) 悪天候時やエアコン使用が必要ない気象条件では、教室内2箇所以上の開口部を常時確保する。

- (5) 悪天候時や熱中症予防のためエアコン使用が必要な気象条件の場合は、45分に1回、扉や窓を開けて5分程度換気する。

座席の配置

授業等の際には、教室内の机イス配置を変更せず、可能であれば一つおきに着席する。

授業中

授業等の際には、以下の事項に留意して行う。

- (1) 間近での指導は、学生と教職員の双方ともマスクを着用であることを条件として受ける。
- (2) 体育の実技授業については、学生間、学生－教職員間に2 m以上の距離をとることを前提としてマスクの着用は必要がないものとする。
- (3) 実験・実習においては、実験や作業の実施において、「3つの密」(密閉・密集・密接)を回避する対策を講じた施設、設備でのみ行うことができる。
- (4) 複数の人が触れる機器類については、教職員の指示に従い、必要に応じてアルコール消毒液により消毒する。
- (5) 授業等の開始後および終了後に体調が悪くなった場合は、近くの教職員または、構内電話にて保健室に連絡し、指示を仰ぐこと。

授業時間

授業時間は、平時同様に8時50分始業、1コマ90分で行う。ただし、昼休みは70分とする。これにより、8時限修了は16時20分となる

III. 休憩時間

授業間および昼休みの休憩時間においても、密閉・密集・密接のないようにする。特に、以下の事項について留意する。

- (1) 対面しての会話では、必ずマスクを着用し、極力1m以上の距離を取ること。
- (2) トイレの前後、食事の後には、必ず、石鹸を使った手洗いまたはアルコール消毒液による手指の消毒を行うこと。

IV. 放課後

授業終了後、速やかに下校・帰寮する。これに際しても密閉・密集・密接のないようにする。

V. 人権への配慮

以下のことを強く認識する。

- (1) 感染者が多く発生した地域からの入寮学生あるいは通学生が、いじめや偏見・差別を受けることは、何があっても許されない。
- (2) 人によっては、長期の登校がなかった期間をあけた不安を抱えていることがある。

以上

新型コロナウイルス感染症予防対策下での学生生活

沼津工業高等専門学校

R2. 6.19 Ver.1

R2. 7. 7 Ver.2

R2.9.16 Ver.3

R2.10.15 Ver.4

R3.4.7 Ver.5

I. 家庭や下宿先での体調管理について

- (1) 学生は毎朝体温を測定し、健康記録表に健康状態と一緒に記録する。登校以外の外出も、健康記録表に記録する。健康記録表はいつでも提出できるように保管する。
- (2) 発熱や風邪の症状がある場合は登校せず、教務係に連絡する。受診する場合は最寄りの発熱等受診相談センターに相談する。
- (3) 37.5℃以上に発熱した場合は、医療機関で受診し、学校に登校することができる旨の証明書（診断書等）を取得したのち、もしくは、発熱後 14 日間経過し、かつ平熱となっている場合に登校可能とする。
- (4) PCR 検査により新型コロナウイルスの感染状況（陰性の場合も含む）が判明した場合は、本校の「新型コロナ連絡窓口」（055-926-5801, covid-19@numazu-ct.ac.jp）に連絡する。
- (5) 家族等の同居者が陽性と判断されたり、濃厚接触者となったりした場合は、本校の「新型コロナ連絡窓口」（055-926-5801, covid-19@numazu-ct.ac.jp）に連絡する。
- (6) 免疫力を低下させないように、規則正しい生活と栄養バランスのよい食事を心がけ、十分な睡眠時間（7 時間以上が望ましい）を確保する。

II. 通学について

- (1) 可能な範囲で、公共交通機関をなるべく使用しない通学方法を検討する。保護者による送迎も可能である。
- (2) 通学中もマスクの使用が好ましい。ただし熱中症の危険があるため、気候や自身の体調を考慮して着用を判断する。
- (3) 下校時は不必要な寄り道はせずに速やかに帰宅する。

III. 学内での生活について

- (1) 石けんを用いてこまめに手のひらだけでなく、手の甲、指の間、爪の先、手首をよく洗う。
- (2) トイレは密にならないように利用する。定員以上の場合は廊下も利用して 1 m 以上の距離をとりながら待つ。また洋式トイレで水を流す際には、水の飛散を防ぐためにふたをしてから流す。
- (3) 他の通行者と接触しないように廊下は右側通行で利用する。不特定者からの接触感染を防ぐため、他の教室へは入らない。
- (4) 大声での挨拶等は控える。
- (5) 原則自分の出したゴミは持ち帰る。
- (6) 3 密の状態とボタン類の接触を避けるため、エレベーターの使用については身体的に問題がない場合や重い荷物がない場合には控える。

- (7) 校内においてもマスクの着用を原則とし、予備のマスクも一つ用意する。ただしマスク着用時は熱中症を起こしやすいため、気候や自分の体調にあわせて判断する。マスクを着用しない時は、近距離で話さないようにする。
- (8) 低学年講義棟廊下や図書館1階などに設置されている長いすは、間隔を空けて利用する。長いすにはソーシャルディスタンスを呼びかける札を置いてある。尚友会館1階や学習サポートセンターに置いてある椅子は、数を減らしている。尚友会館1階に設置されている就職関係の資料が置かれているラウンジは密閉環境になりやすいため施設としてある。使用する場合は学生係に申し出る。
- (9) 学生課の窓口には、飛沫感染防止用の透明シートが設置されている。窓口を他の学生が利用している場合は示されている経路やマークに従い、間隔を空けて順番を待つ。
- (10) 下校時間は、原則17時とする。ただし9, 10時間目に授業のある学生や課外活動に参加する学生の下校時間は18時、体育館を前半と後半に分けて活動する場合の後半の課外活動に参加する学生、図書館を利用する学生、卒業研究、専攻科研究実施の場合の下校時間は19時30分とする。(寮生は別途寮務主事の連絡に従う)
- (11) クラブ・同好会の活動については、「新型コロナウイルス感染症予防対策下でのクラブ・同好会活動について」に定める。

IV. 昼食について

- (1) 食事の前に、石けんを用いた手洗いを入念におこなう。
- (2) 食事中は黙食とし、マスクなしの会話は控える。
- (3) 学生食堂については、座席を通常時より減らし、テーブルに飛散防止パネルを設けている。混雑している場合は空いてから利用する。食券の購入にあたっては密にならないように示されている印に従い、間隔を空けて順番を待つ。出入り口についても指示されている経路に従う。
- (4) 教室で弁当などを食べる場合は、机の配置を変えずに自分の席で前を向いて食べる。食べ残しは持ち帰る。

V. 図書館の利用について

- (1) 図書館の利用については、「新型コロナウイルス（COVID-19）影響下の図書館開館方法について」に定める。

VI. 学生が学校で体調不良になった場合の対応

学生は、教室などに設置されている内線電話を用いて、保健室（内線 5729）に連絡し、指示に従う。

学生に風邪のような症状が見られる場合は、保健室は学生から保護者に迎えに来るように

連絡をさせた上で、待機室（学生共用室 1, 学生共用室 2, 学生生活支援室など）に行くように指示する。学生は原則、保護者の迎えによって下校する。ただし保護者の了解が得られた場合や、保護者に連絡がつかない場合は、学生一人での下校を許可する場合がある。

待機室には Web カメラ、体温計など一時待機に必要な設備や物品を備える。また学生の使用後はアルコールを用いた消毒を行い、次の利用に備える。

VII. 家庭や下宿先での生活について

- (1) 密の状態を避けるため、自宅や下宿に多人数(1 m 以上の距離を確保できない人数)で集まることを避ける。
- (2) 外出については、居住地域の警戒レベルに応じた実施方針に従う。静岡県では毎週金曜日に警戒レベルが発表され、web ページで公開される。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-keikailevel.html>

VIII. 学生の個々の事情に配慮した対応について

- (1) 担任はクラスの学生に適宜声かけや面談を行い、必要に応じて学生生活支援室（カウンセラー、ソーシャルワーカー、精神科医などの専門スタッフ含む）と連携する。
- (2) 学生は教員に電話、メール、Teams のチャットなどを用いて、平日 8:30～17:00 であればいつでも相談できる。教員は学生からの相談を受けたら親身に対応し、必要に応じて学生生活支援室とも連携する。
- (3) 学校以外に相談したい学生のために、KOSEN 健康相談室への電話相談についても学生に周知する。

KOSEN 健康相談室 0800-000-2228 (24 時間・無料)

- (4) 登校できない学生、感染リスクの高い地域など、学生を取り巻く状況が個々それぞれ異なることを鑑み、それらによる偏見が教職員はもちろん学生間でも生じないように十分に配慮する。
- (5) 経済的な問題については、ソーシャルワーカーに相談できる体制を整える。家計急変への支援や奨学金については本校 Web ページで案内する。

学生寮における平常時の
新型コロナウイルス感染防止マニュアル（寮生用）

沼津工業高等専門学校 学生寮

令和 2 年 6 月 1 9 日 Ver.1

令和 2 年 7 月 7 日 Ver.2

令和 2 年 8 月 27 日 Ver.3

令和 3 年 4 月 23 日 Ver.4

寮内における新型コロナウイルス感染防止に対する協力のお願い

寮生の皆さん、

皆さんがニュースですでに聞き知っている通り、現在世界中で新型コロナウイルス感染が広がり、日本でも、多くの方が感染し、亡くなる方も多数出ています。令和3年4月1日現在、「変異ウイルス」や「第4波による感染の再拡大」が心配されており、1年以上の年月が経過しましたが、まだまだ予断は許しません。そういう中で学生寮の開寮は、沼津高専にとって大きな決断であり、皆さんの協力がなければ前に進めません。

本年度、沼津高専の学生寮は、400人近くの寮生が、夏季休業に入るまでは6つの建物で9月以降は新寮を含めた7つの建物で共同生活をします。学生寮には、感染のリスクを高める「3つの密」が起こる可能性が高い場所、場面が多く存在しています。

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話する密接場面

寮の居室や廊下、補食室、談話室、風呂場、洗濯場、3つの密はどこにでも起こりえます。寮を再開するにあたり、皆さんには家庭で生活する以上に、感染防止に注意を払ってほしいのです。今まで自由に行っていたことが出来なかったり体調記録を毎日つけなくてはならなかったり、不自由なこと、制限されることも多くなりますが、それは、皆さんや皆さんの友人を守るためです。そしてもし万が一、感染者が出た場合でも、パニックにならずに、寮生同士思いやりの気持ちを持って行動をしてほしいと思います。

[生活の仕方]

- ・規則正しい生活を心がけ、三度の食事をしっかり摂り、睡眠時間を7時間以上確保しましょう。
 - ・こまめな水分補給をしましょう。
 - ・原則、棟内でもマスクを着用し、うがい・手洗い・手指消毒を心がけましょう。
- ただし、屋外で気温が高いときは、ソーシャルディスタンスを確保した上で、マスクは着用しないこととします。
(手指消毒用具は、各棟の玄関・補食談話室・風呂場・洗濯洗面所・トイレなどに設置されます。)

I. 自室での過ごし方

- (1) 朝起きたら検温して自分の体調をチェックし、7時点呼の時に Forms に入力しましょう。
- (2) 20時点呼前にもう一度検温して、1日の行動を振り返り、20時点呼 Forms および体温・体調・行動記録 Forms に入力しましょう。
- (3) 居室の換気は1時間に1度以上、必ず窓とドアの2方向を開けて行いましょう。(換気の際、扇風機などを併用するとよい)
- (4) 居室のドアは、在室中はできるだけ開けておきましょう。
- (5) 一つの部屋に複数人で集まることは控えましょう。
- (6) 頻繁に触れるドアノブ、スイッチ、手すり等は小まめに消毒しましょう。

II. 棟内での過ごし方

- (1) 棟内全体の換気のために、公共の窓は、朝開けて夜閉めることを心がけましょう。
- (2) 在寮者がいる場合、玄関は、女子寮(明峰)は防犯の観点から施錠、男子寮は換気のため、できるかぎり扉を解放しておきましょう。
- (3) 玄関や廊下に私物を置かず、不要物は撤去して棟内整理整頓に努めましょう。
- (4) 棟内の掲示物は必要最低限にし、連絡事項は原則 Teams を利用して行いましょう。
- (5) 補食談話室の利用は、長時間複数人で滞在することがないよう、譲り合いましょう。(最大利用人数は入り口に掲示されています)
- (6) 補食談話室は、当面個人利用に限ります。階パーティーなどの会食は原則禁止とします。

- (7) 補食談話室使用後は、簡易清掃をし、週に一度以上は、水回りの除菌消毒をしましょう。
- (8) 冷蔵庫は寮生会で定めた使用上の注意を守った形で使用するようにしましょう。

※感染予防の観点から、今後認められていない使用が発覚した場合は改善が図られるまで使用禁止とすることがあります。
- (9) トイレ・洗面所・洗濯場などは、原則居室の階にあるものを使用するようにしましょう。また、毎日の簡易清掃に加え、週に一度以上は、除菌消毒をしましょう。
- (10) トイレ使用後は、ハンドソープまたは石鹸で丁寧に手洗いをし、備え付けのペーパータオルで手を拭くようにしましょう。なお、手を拭いた後のペーパータオルは持ち帰り、ドアノブを触る際にこのペーパータオルを利用してください。接触感染のリスク低減につながります。ペーパータオルは自室のゴミ箱に捨ててください。
- (11) ミーティングは、原則 Teams を利用して行いましょう。
- (12) 感染防止の観点から不要な外出は控えましょう。やむを得ず外出する場合は、行き先と帰寮時間を明確にし、早めの帰寮を心がけましょう。

III.その他、公共場使用上の注意

- (1) 寮食堂の利用については、別に定めた使い方のルールを守って利用しましょう。
- (2) 寮食堂内で食事をする際は、「黙食」です。隣の人との会話は慎みましょう。
- (3) 接触感染防止の観点から、マイ箸や水筒・ペットボトルの持ち込みを当面認めず。マイ箸や水筒は使用後に洗浄し、清潔に保ちましょう。
- (4) 食堂施設に入ってから着席するまでと食事を終えて食堂施設から出るまではマスクを着用してください。個別または少人数のグループ行動でできるだけ荷物を持たずに利用しましょう。
- (5) 寮食堂利用に際して並ぶ場合も、ソーシャルディスタンスを意識して距離を開けましょう。
- (6) 風呂の利用については、別に定めた入浴の仕方のルールを守って定められた時間帯で、混雑しないように配慮しましょう。
- (7) 接触感染防止の観点から不特定多数の人が触れる可能性が高い脱衣場のロッカーは使用禁止となります。衣類等は各自で大きなビニール袋を持参し、その中に入れるようにしてください。
- (8) 入浴中も浴室・脱衣場など、適宜換気を心がけましょう。
- (9) 浴室清掃時も換気を十分にし、週に一度以上は、排水溝やシャワー栓の消毒をしましょう。

IV. 点呼（体調・安全確認の仕方）および届け出（外泊・外出）について

- (1) 接触感染・飛沫感染予防の観点から、当面は Forms による点呼を実施します。
- (2) 点呼の時間になったら、各自で Forms に入力してください。入力受付時間は、以下の時間帯となります。階長・棟長が入力状況を確認し、指導します。

朝 7 時点呼 6 時 5 5 分～7 時 1 5 分

20 時点呼 1 9 時 5 5 分～20 時 1 5 分

体温・体調・行動記録 1 9 時 5 5 分～2 1 時 1 5 分

22 時点呼 22 時 00 分～22 時 1 5 分（外出者のみ）

- (3) 休日前・特別外泊の申請も Forms です。なお、明峰寮の寮生は、これまでの外泊手続き（今年度からメール）も同時に行ってください。
- (4) 3 年生以上の寮生は外出が認められていますが、不要不急の外出は慎んでください。外出する場合は、外出先、連絡先等を明記した外出届を階長に事前に提出します。外出から帰寮したら、宿直者に報告します。外出者も体温・体調・行動記録の入力時間は、上記に示した通り、21 時 15 分までです。また、外出者は 22 時点呼時に Forms に入力しましょう。
- (5) 特別外泊の帰寮報告も今まで通り寮監・宿直者などに報告し、ホワイトボードに帰寮時刻を記録します。外泊・外出した際に誰と会ったのかがとても重要な情報となりますので、体温・体調・行動記録 Forms は正確に入力しましょう。

学生寮において感染の疑われる症状が現れたときの
マニュアル（寮生用）

沼津工業高等専門学校 学生寮

令和2年6月19日 Ver.1

令和2年7月7日 Ver.2

令和2年8月27日 Ver.3

令和2年9月16日 Ver.4

令和3年4月23日 Ver.5

寮内における新型コロナウイルス感染防止に対する協力のお願い

寮生の皆さん、

皆さんがニュースですでに聞き知っている通り、現在世界中で新型コロナウイルス感染が広がり、日本でも、多くの方が感染し、亡くなる方も多数出ています。令和3年4月1日現在、「変異ウイルス」や「第4波による感染の再拡大」が心配されており、1年以上の年月が経過しましたが、まだまだ予断は許しません。そういう中で学生寮の開寮は、沼津高専にとって大きな決断であり、皆さんの協力がなければ前に進めません。

本年度、沼津高専の学生寮は、400人近くの寮生が、夏季休業に入るまでは6つの建物で9月以降は新寮を含めた7つの建物で共同生活をします。学生寮には、感染のリスクを高める「3つの密」が起こる可能性が高い場所、場面が多く存在しています。

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話する密接場面

寮の居室や廊下、補食室、談話室、風呂場、洗濯場、3つの密はどこにでも起こりえます。寮を再開するにあたり、皆さんには家庭で生活する以上に、感染防止に注意を払ってほしいのです。今まで自由に行っていたことが出来なかったり体調記録を毎日つけなくてはならなかったり、不自由なこと、制限されることも多くなりますが、それは、皆さんや皆さんの友人を守るためです。そしてもし万が一、感染者が出た場合でも、パニックにならずに、寮生同士思いやりの気持ちを持って行動をしてほしいと思います。

I. もし自分が新型コロナウイルスに感染していると思ったら

以下のいずれかの症状がある場合、次の（１）～（８）の行動をしてください。

- ・ 発熱 37.5℃以上の発熱がある
- ・ 倦怠感がある
- ・ 息苦しさがある
- ・ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く
- ・ 味覚・嗅覚異常がある

- (1) あなたの体温・体調・行動記録は、寮務関係教職員（寮務主事・主事補、寮事務）が毎日 20 時～21 時に体温・体調・行動記録 Forms に入力した記録内容で確認します。
- (2) 寮の自室から、携帯で日直あるいは寮事務（昼間 8:00～17:00）か、宿直教員（夜間 17:00～翌朝 8:00）に連絡しましょう。寮務関係教職員は、寮長と棟長に連絡をとり指示を出します。2 人部屋の寮生は同室者にも発熱していることを伝えてください。

日直: 055-926-5740

寮事務: 055-921-1707

宿直室: 055-926-5738 (栄峰寮 教員宿直室)

055-926-5739 (清峰寮 教員宿直室)

055-926-5961 (明峰寮 教員宿直室 22:00 以降は清峰寮教員宿直室へ)

- (3) 体調が非常に悪いときは、寮務関係教職員と相談して「静岡県発熱等受診相談センター」に連絡しましょう。

「静岡県発熱等受診相談センター」（＝東部保健所）

・平日 8:30～17:15 TEL: 050-5371-0561, 050-5371-0562

・上記以外（土日祝日を含む） TEL: 050-5371-0561

- (4) 寮務関係教職員の指示があるまで、自室で待機しましょう。そして帰省できる用意をしておきましょう。保険証、財布、印鑑、携帯電話等、通院や生活に支障の出ないよう、最低限の荷物をまとめましょう。

【重要】様々な状況が想定されます。個々のケースについて「新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の在寮・帰寮・登校の可否について」を確認しましょう。

※優峰・栄峰・明峰の 2 人部屋の寮生は、発熱した人が各棟にある隔離部屋へ移動し、同室者は発熱等の症状が無くても「自室に待機」となります。
優峰 102 号室、栄峰 2 階コンピュータ室、明峰 205 号室

- (5) 食堂に行くのは避けてください。食事は部屋の前まで運んでもらいます。トイレは指示された場所を使い、お風呂に入るのは避けてください。
※2 人部屋の同室者も同様です。
- (6) 公共の交通機関を使わないで保護者と帰省しましょう。
- (7) 実家が遠方、あるいは海外などで帰省できない人は寮務主事の指示に従って、自室に待機しましょう。
- (8) 帰省した場合は、医療機関を受診して医師から登校可能を示す証明書（診断書など）を得るまで、もしくは発熱後 14 日間を経過し、かつ平熱となるまで自宅待機をお願いします。その間の体調管理・行動記録も引き続き記入するようにしてください。体調が悪化し、医療機関で PCR 検査をしたときは、結果が判明次第、保護者から高専に電話連絡をしてください。陽性であった場合は、寮の居室に消毒が入ります。

II. 自分が新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者になった場合

- (1) 家族や友人などの感染が判明し、自分が濃厚接触者である恐れがある場合は、速やかに担任、寮務関係教職員に報告しましょう。寮務関係教職員は、寮長や棟長と連絡をとり、寮生全員に指示を出します。
- (2) あなたの体調管理・行動記録は、寮務関係教職員（寮務主事・主事補、寮事務）が毎日 20 時～21 時の間に Forms に入力した記録内容で確認します。
- (3) 帰省の準備をし、保護者が迎えに来るまで自室で待機しましょう。その間、食堂に行くのは避けてください。食事は部屋の前まで運んでもらいます。トイレは指示された場所を使い、お風呂に入るのは避けてください。
- (4) 公共の交通機関を使わないで保護者と帰省しましょう。
- (5) 学校から学生の居住地域を所轄する保健所に連絡が行きます。保健所の指示に従いましょう。
- (6) 陽性と判明した場合は、入院もしくは隔離施設に移ります。この場合、寮の居室に消毒が入ります。
- (7) 陰性の場合は、医療機関を受診して医師から登校可能を示す証明書（診断書など）を得るまで、もしくは発熱後 14 日間を経過し、かつ平熱となるまで自宅待機となります。

III. 同じ棟で新型コロナウイルス感染の疑いが出た場合

- (1) 寮務関係教職員の指示があるまで、自室に待機しててください。食堂の利用に関しては、他の棟の学生との接触を避けるため、寮務関係教職員の指示に従ってください。
- (2) トイレや手洗いは、指示された階のものを使いましょう。
- (3) あなたの体調管理・行動記録は、寮務関係教職員（寮務主事・主事補、寮事務）が毎日の点呼時に Forms に入力した記録内容で確認します。

- (4) 不確かなこと、個人を特定するようなことを SNS 等に掲載してはいけません。また、Forms に記載されている内容も個人を特定する情報になりますので、SNS 等掲載してはいけません。
- (5) 心配や不安があれば、寮務関係教職員、担任、学生生活支援室になんでも相談をしましょう。

IV. 感染の疑いは薄く、感染の濃厚接触者でもない場合

自室以外でのマスクの着用，手指の洗浄，消毒に気を付け，学生同士のソーシャルディスタンスを守って通常通り生活します。